

自家発電 Q & A 11

自家発電設備の設置に関する届出等

2月号では、自家発電設備を設置する際、設置者に対し、関係法令等により義務づけられている各種届出等について紹介します。

Q 1

自家発電設備の設置に際しては、関係法令等によりどのような届出等が必要なのか教えてください。

A 1

自家発電設備を設置する場合、「電気事業法」「消防法」及び「建築基準法」の関係法令並びに各地方自治体の「火災予防条例」により、工事に着手する前や工事完了後に設置者等に対して、表1に示す届出等を行うことが義務づけられています。

表1 自家発電設備の設置に関する主な届出等

電気事業法	消防法	建築基準法	火災予防条例
<ul style="list-style-type: none">・保安規程届・主任技術者選任届・工事計画事前届	<ul style="list-style-type: none">・工事整備対象設備等着工届・消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届・危険物貯蔵所設置許可申請	<ul style="list-style-type: none">・建築確認申請・完了検査申請	<ul style="list-style-type: none">・発電設備設置届・少量危険物貯蔵届

Q 2

表1の各法令等による届出等はどのようなものですか。

A 2

次のとおりです。

1. 電気事業法による届出について

「電気事業法」では、一定の出力以上の自家発電設備を事業用電気工作物として位置づけ、設備の保安確保を図るため、設置者に対して設備の使用開始前に表2に示す届出を経済産業大臣に行うことを義務づけています。ここでは、自家発電設備が内燃力発電設備又はガスタービン発電設備に該当する場合の届出を紹介します。

表2 電気事業法による届出

電気事業法	消防法	対象設備
保安規程届	設備の工事、維持及び運用に関する保安を確保する規則として、保安規程を定め、届け出る。	・内燃力発電設備は10kW以上、ガスタービン発電設備については全てのものが対象
主任技術者選任届	設備の工事、維持及び運用に関する保安の確保を図る監督者として主任技術者を選任し、届け出る。	
工事計画事前届	特定の設備について、設置又は変更の工事を行う際、工事の計画の技術基準への適合性について審査を受けるために事前に届け出る。 また、ばい煙発生施設に該当するものはその届出も行う。	・常用の内燃力発電設備は1万kW以上、同じくガスタービン発電設備では1千kW以上が対象 ・非常用発電設備では、受電電圧1万V以上の需要設備の付帯設備として設置されるものが対象 ・大気汚染防止法により、ばい煙発生施設に該当する自家発電設備が対象

2. 消防法による届出等について

「消防法」では、消防用設備等の非常電源として設置される自家発電設備について、工事に着手する前と工事完了後に防火対象物の関係者等に対して、表3に示す届出を消防機関に行うことを義務づけています。

表3 消防法による届出等

種 類	内 容
工事整備対象設備等着工届	消防用設備等の工事について、工事着手の10日前までに設備等の種類、工事の場所その他必要事項を届け出る。当該消防用設備等に非常電源として自家発電設備が附置される場合、関係設備共通の非常電源関係図書を添付することが義務づけられている。
消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届	消防用設備等を設置したとき、4日以内にその旨を届け出る。当該消防用設備等に非常電源として自家発電設備が附置されている場合、「非常電源（自家発電設備）試験結果報告書」を添付することが義務づけられている。
危険物貯蔵所設置許可申請	自家発電設備の燃料として指定数量以上の石油類を貯蔵・取扱う場合、消防法に基づく危険物施設としての許可申請を行う。

3. 建築基準法による申請について

「建築基準法」では、表4に示す建築確認が必要な建築物に予備電源として自家発電設備が設置される場合、建築主に対し建築確認申請において関係図書の添付を義務づけています。また、建築工事完了後の完了検査において、各種設備（自家発電設備を含む。）の試験記録等の提出が必要とされる場合があります。

表4 建築基準法による申請

種 類	内 容
建築確認申請	建築主は建築確認が必要な建築物に電気設備（自家発電設備を含む。）が設置される場合、建築確認申請書に当該電気設備についての関係図書を添付し、建築主事又は指定確認検査機関の審査を受けることが義務づけられている。
完了検査申請	建築確認が必要な建築物の工事が完了した場合、建築主は完了検査申請を建築主事又は指定確認検査機関に行い、検査を受けることが義務づけられている。この検査において、設置された電気設備(自家発電設備を含む。)の施工・監理状況把握のため、各種試験結果、写真、検査記録等の提出が求められる場合がある。

4. 火災予防条例による届出について

「火災予防条例」では、自家発電設備（移動用発電設備を除く。）を設置しようとする者、指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者に対して、表5に示す消防機関への届出を義務づけています。

表5 火災予防条例による届出

種 類	内 容
発電設備設置届	内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して使用するものを設置しようとする場合、「火を使用する設備等の設置の届出」としての設置の届出を行う。
少量危険物貯蔵届	発電設備の燃料として指定数量の1/5以上指定数量未満の石油類を貯蔵・取扱う場合、火災予防条例による少量危険物としての届出を行う。